

## 平成 21 年 3 月議会八尾春雄一般質問

### <八尾議員：1 回目の質問>

10 番の八尾春雄でございます。一般質問を行います。

最初に**1 番目**、非自発的意思で職を失った労働者を対象に、広陵町での採用計画の実施はどうかという質問でございます。

昨年の年末から年始にかけて、東京の派遣テント村の活動や偽装請負の告発など雇用問題が大きな焦点になっております。広陵町でも、非自発的意思で職を失った労働者を対象にした半年から1年程度の臨時雇用で救済することができないだろうか。特にこの3月は、労働者派遣法の改定から3年になるために、企業が満3年に達した派遣労働者に対しては、法律の定めがございまして、正規労働者として直接雇用を申し出る義務を負っております。その義務を果たしたくないという会社が、この際、やめてもらおうと、こういう派遣切りに出る可能性が高くて、非常に緊張が高まっているという中で、広陵町としても人数がどれぐらいできるかどうかわかりませんが、何らかの方法で検討をお願いしたいのでございます。

**2 つ目**でございます。ごみ分別に関する大字・丁目別の説明会はいつ実施するのですかという質問です。

去る2月5日、6日の両日、広陵町の14名の議員のうち、7名の議員によりまして徳島県上勝町に視察研修に出かけました。同町は、我が広陵町の人口で17分の1、2,000人です。面積で8倍、110平方キロメートルです。こういう規模の山間地にある町でございます。平成5年までは他の町と同様に焼却方式のごみ処理をしておりましたが、担当の役場職員の提案を繰り返し論議する中で、ごみ自体を発生させないということができないだろうかということを模索し、現在、生ごみは各家庭で堆肥化する一方、その他のごみは町内1カ所のごみステーションに持ち込み、34種類に分別をしておられます。

関係者のお話を伺いまして感じたのは、非常に鮮明だったのは、役場が住民を信じ、繰り返し論議し、ごみの行く先をわかりやすく表示し、高齢者への温かい配慮やごみを介した助け合いが生まれている点でございます。

その上で、1、転入者に限らず、ごみ分別に関する大字・丁目別説明会を開催することは担当部長から前向きに検討すると既に議会答弁されていることであり、速やかに具体化を図っていただきたいわけです。開催がおくれている理由を明確にして改めてください。

2 つ目、株式会社栗本鐵工所との間で、3年を経過をしますとコストが大幅にアップする契約を締結をしています。住民の協力があればコスト削減ができるところは大いに協力をお願いしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

**3番目**の質問でございます。国民健康保険特別会計に関する件でございます。

一般会計からの繰り入れと減免制度の拡充はどのように実行しますか。

去る2月18日の国保運営協議会で、平成20年度の損益見通しが示され、累計で4億1,619万9,000円の赤字となることが報告されました。だが、平成21年度に直ちに税率改定を行うことは避け、平成20年度決算確定後において、税率改正についての本格的な論議をお願いする必要があるとして繰り延べる対応になっております。

1、国保会計が事実上破綻状態にある最大の要因は何であると認識していますか。昭和59年度には、市町村国保に占める国庫支出が49.8%あったのに、平成17年度には30.4%にまで抑制されたことが最大の要因ではないでしょうか。払いたくても払えないほどに高騰している国保税は、むしろ値下げをして払える国保にしてはいかがでしょうか。

2、今般、馬見南3丁目の土地、旧清掃センター跡地売却収入の一部を繰り入れられないかを検討したとの町長の報告がございました。これは、従来の方針を改め、一般会計からの国保会計に繰り入れを実施する方針に転換したのですか、それとも単に検討はしたというだけのことですか。繰り入れの実施見込みについて説明をお願いします。

3、減免制度の拡充を求めたところ、収納対策部長より従来の中で考えたいとの回答でした。国保税滞納者の何人分でどれぐらいの額が拡充した減免手続の中で処理できるという見込みなのか、お答えください。

大きな**4番目**の質問です。社会教育施設について利用者懇談会の開催を提案いたします。

昨年8月に、北体育館でエアコン室外機が盗難に遭うという被害が発生をしました。直後の9月議会では、これ以外にも町内で被害が発生しているとの報告があり、再発防止のための協議がなされております。一方、利用者からはエアコン修理が思いのほか素早くびっくりした、照明も合わせて明るいものになりうれしいとの声や、ふすまがすぐに破られるのは悲しい、だれがこんなことをするのかとの声も聞かれました。利用者の中からこれらのことが契機になり、自主的な動きとして、利用者の懇談の場を持ち、いろいろ交流したいという動きになり、昨年12月20日に4団体7名の参加で交流会が開催され、公共施設は大切に使おうとの呼びかけを確認をして提示をいたしております。

1、中央体育館に照会すると常時使用の12団体名は教えてもらえたが、代表者連絡先は個人情報として理由に開示できないとのことでした。なぜ利用者の自主的な動きを応援することができないのか、理由をお答えください。

2、教育委員会事務局には、傍聴でもよいから実際に体で参加し、利用者の声を直接把握してほしいと申し入れられましたのに断られております。住民の意見を聞く努力をもっとしてもらいたいと思います。利用者懇談会は、教育委員会がむしろ率先して開催する必要があるのではないのでしょうか。

大きな質問の**5つ目**でございます。地区計画制度導入に一層の努力を。

現在、手続をしている5つの自治会のうちの2つ目の自治会、馬見北5丁目でも町の馬見北5丁目地区計画の原案説明会が2月の1日に開催され手続が進み出しました。制定手続が順調に進むよう格別の配慮をお願いしたいと思います。特に自治会との調整は十分に行っていただきたい。住民合意のまちづくりという視点に立って取り組んでいただきたいのですが、この点での取り組みはいかがでしょうか。

以上5点を質問をいたしますので、よろしくご答弁のほどお願いをいたします。

## <平岡町長：1回目の答弁>

ただいま八尾議員から質問をいただきました。お答えを申し上げます。

まず、一番初めは、職を失った労働者を対象に採用計画を実施してはどうかというご提案でございます。

町としては、昨今、厳しい雇用情勢がマスコミ等で報道されています。広陵町としましても以前からいろんな職種で年齢制限もなく幅広く支援スタッフとして募集を行っております。町の支援スタッフとして知恵を出し、汗を流してほしいと願っています。これも臨時雇用対策の一環であると考えています。

2番でございます。ごみの分別に関する大字・丁目別説明会はいつ実施するのか、ごみの減量、分別の先進地の上勝町を紹介をくださってのご質問でございました。

ごみの分別に関する大字自治会別の説明会についてはごみの分別、減量のPRはこれまで大字区長、自治会長を初め、ごみ減量推進委員の方々のご協力をいただいて開催してまいりました。また、広報等を通じ、町民の皆さん方にご協力を求めてまいりました。その結果、徐々に浸透し、成果を上げている状況でございます。

先の議会でもお答えいたしました。特にクリーンセンターのリサイクル施設を見学していただき、実際に分別状況を見ていただくことが住民の皆さん方の協力を得るためには最も有効だと思っています。施設にお越しいただいた方々からは、職員やシルバー会員の方々の作業現場をご覧になって、自分たちが家庭で少しでも心がけることで分別がとてもうまくできるようになるね、分別への意欲の声も多数聞かせていただいています。また、自分たちの施設だという思いをおっしゃる方々もあり、やはり百聞は一見にしかずだと強く感じているところです。

今後さらに分別及び減量を図るため、クリーンセンターの処理状況を見ていただき、施設見学を兼ねた現地学習会を通じ、住民の皆さん方にご協力を求めてまいりたいと考えております。大字区長、自治会長さんをお願いするとともに、ごみ減量推進委員の方々とも協議をして、施設見学のPRを続けていきたいと考えているところです。

次に、ごみ質が悪化すれば、機器のトラブルにより修繕費がかさむことについてのご質問と考えますが、クリーンセンターは操業以来2年を経過し、当初の状況から見ますとごみ質もかなり改善され、大きなトラブルもなく順調に操業を続けています。今後ごみ減量及びごみ質の改善をさらに進めるため、住民の皆さん方に協力を求めてまいります。

次、3番でございます。国民健康保険特別会計に関することでございます。

国民健康保険は、国民皆保険を支える重要な制度であり、被用者保険、いわゆる社会保険における事業主負担に相当する財源について、法律の定めるところにより国及び県から助成を行う仕組みとなっており、事業費の7割に相当する保険給付費の50%を国庫負担等の公費で賄い、残り50%は保険税と保険基盤安定制度、そして財政安定化支援事業、さらに共同事業等により賄うとされています。国庫負担等の中枢をなすのが療養給付費等国庫負担金であり、平成16年度までは定率の療養給付費国庫負担金は保険給付費の40%、残る10%は国の財政調整交付金として交付されることとなっておりました。平成17年度からは、国の三位一体の改革により、県に一部の財源が移され、県調整交付金が創設されました。この結果、定率の療養給付費国庫負担金は、保険給付費の34%、国の財政調整交付金は9%、県の調整交付金は7%と変更され、これが現行の公費負担割合となっています。

ご質問にあります療養給付費に対する定率の国庫負担金の負担率は、平成17年度以降は40%から34%となりましたが、残る部分は、国からは保険者の財政力の不均衡を調整するための財政調整交付金、県からは保険者が実施する保険事業等について調整交付金が交付されることとなっており、合計50%の公費負担の考え方は従前と変わっておりません。従前にも増して、各保険者の財政状況に応じたきめ細かな対応が講じられてきたものと考えております。

お尋ねのとおり、広陵町国民健康保険財政は、平成17年度以降、毎年単年度収支において財源不足を生じており、これは高齢者医療の増加、高度医療による高額化に加え、気軽に受診できる医療制度であることなどから、近年医療費が増嵩していることが大きな要因であります。過去5年の療養給付費と療養費、高額療養費を合わせた一般被保険者1人当たりの保険給付費額を見ますと、平成16年度14万3,923円、17年度は15万4,200円、18年度は15万4,556円、19年度は17万5,703円、そして20年度見込みでは19万4,483円となっております。平成12年度以来、医療費の伸びに見合う税率の改正を行っていない結果として、財源不足が生じているものと考えております。

近隣市町村と税率を比較いたしますと、本町は税率が低いということになっておりますが、累積赤字を抱える状況であることから、平成20年度から開始され、長寿医療制度による財政的効果を見極めてから、適切な保険税率について本格的な議論をお願いする必要があると考えております。

また、国においては、県単位での国保の運営を検討されており、奈良県においても市町村との役割分担検討協議会で、広域連合体制について本格的に検討が行われており、国保制度については転換期にあると考えております。これらの状況を踏まえ、今後、十分協議させていただきたいと存じます。

次に、国民健康保険特別会計について、売却収入の一部繰り入れをできないか、繰り入

れの実施見込みについて説明せよというお申し出でございます。

答弁として、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れにつきましては、法令で規定されているもののほか、国と地方の財政調整として一定の経費について地方財政措置が講じられており、この部分については一般会計から繰り入れることがルール化されているところであります。

本町におきましても、毎年所要の金額を一般会計から繰り入れております。国保会計の赤字を補てんするために、一般会計から繰り入れることにつきましては、昨年の9月議会においてもお答えしておりますとおり、全町民に負担を求める考え方となるわけですが、ほとんどの方がいずれ国民健康保険の加入者となられるわけでございます。このことから、国民皆保険制度を維持する基礎的な制度である国民健康保険制度の安定化のためには、何らかの措置は必要と考えております。また、保険税の徴収強化も必要であり、徴収組織の強化、人材育成にも努め、滞納の解消にも今後さらに皆さん方と十分議論をさせていただく所存でございます。

次に、国民健康保険特別会計の減免制度の拡充であります。どれぐらいの額が拡充した減免手続の中で処理ができるという見込みですかということでございます。

答弁として、国民健康保険税の減免制度についてお尋ねでございますが、現在、広陵町におきましては、平成13年度から広陵町国民健康保険税減免に関する規則に基づいて、減免の事由別に、減免の範囲、減免割合等を詳細に定め、適切に対応をさせていただいております。平成20年度におきましては、75世帯で143万4,000円の減免をさせていただいているところでございます。

また、所得が少ない世帯の保険税軽減措置につきましては、均等割の6割軽減、4割軽減を適用させていただき、平成20年度におきましては、1,235世帯、5,203万7,000円の軽減をさせていただいているところでございます。既に滞納となっている世帯につきましては、随時実態調査を行い、納税相談に応じるなどの対応をさせていただいております。

これらのことから、現行制度を活用し、納税者の実情に応じた、さらにきめ細かな対応に努めてまいります。また、十分状況を確認した上でのことではありますが、納税困難な場合は、滞納処分執行停止手続を経て不納欠損処分を行うことも必要と考えております。

次に、社会教育施設における利用者懇談会、このことは教育長がお答え申し上げます。

そして、地区計画制度導入についての取り組みについて質問をいただきました。

地区計画制度についてですが、馬見北5丁目地区計画の町原案について、今年の2月1日に住民説明会を開会させていただきました。お住まいの方や宅地所有者などさまざまな意見を多数ちょうだいいたしました。住民合意のまちづくりという観点から、馬見北5丁目自治会を初め、関係者のご意見をいただきながら、よりよい地区計画が制定できますよう進めてまいりたいと思います。以上のとおりでございます。

## <安田教育長：1回目の答弁>

八尾議員の質問事項4、社会教育施設において利用者懇談会の開催を提案するという質疑がございます。

この一つとして、中央体育館で行われました代表者会議の連絡先の件でございます。2つ目としては、住民の意見を聞く努力をせよと、この2つの質問かと思えます。

答弁させていただきます。まず1番のことについては、町では以前から体育館の利用の方々に対しましては、公共施設を大切に利用していただくために、お願いの張り紙を施設内にするなどの周知をしております。一部の心ない人の行為により、盗難などの被害があったことは誠に遺憾なことでありますが、今後も利用者のモラル向上を地道に訴えていこうと考えている次第であります。

なお、議員ご指摘の中に、中央体育館への利用者団体の代表者の連絡先を照会したら、個人情報のため教えてもらえなかったとのことですが、大切な個人情報の管理をしている立場からすればやむを得ないことだご理解をいただきたく存じます。

2番目、町民の利用者の皆様からは、使用に関しましてこれまでも貴重なご意見やご指摘をいただいております。それに対しましては、議員の記述にもありましたように、素早い対応をモットーにその都度利用者にご不便をかけないように措置しておりますが、今後はさらなる利用者の声を聞きやすくするために、利用者へのしおりなるものを作成し、利用施設を利用していただく前にお渡しして、施設利用の際のお願いを周知し、利用についての不都合な点などを使用終了時にお聞きし、今後も適切な管理運営をしていく所存であります。よって、改めて利用者懇談会を開催することは今のところ必要ないと思っておりますので、よろしくごお願い申し上げます。以上でございます。

## ＜八尾議員：2回目の質問（第1項目目）＞

答弁ありがとうございました。

1番目の非自発的意思で職を失った方の問題でございますが、これは最近、法律が雇用対策法という法律が変わりまして、地方公共団体の施策として、地方公共団体は国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならないという法律ができております。これまでと違うのは、派遣労働者の大量の首切りという、こういう事態を受けて、奈良県でも、あるいは市町村においても、人数は限られるけれども募集をして何とか支えたいと、次の就職活動もできるように、ご本人の希望をかなえて、例えば半日勤務にするとか、いろんなことを丁寧に対応していただいているということが最近出ているわけでございます。

それで、奈良県の方では50名だったですかね、奈良県では緊急雇用対策として、国の第2次補正予算を待たないで、県独自に離職を余儀なくされた方を対象に日々雇用の県職員50名の募集を決めております。この募集要項では、解雇や雇いどめなど、昨年11月1日以降に離職を余儀なくされた者、または離職が確定した者、求職活動中の者、県内に居住している者、または県内で勤務していた者、このすべての要件を満たす場合に応募で

きるということで、日々雇用のパート職員で2月1日から最長6カ月、週20時間程度の就労になると、こういうことになっています。

それから、斑鳩町では臨時職員を5名募集があり、今日提案されておりました定額給付金、子育て応援特別手当に携わる5名を3月16日から6カ月と、4月1日から2カ月間ということで募集をかけております。いずれも雇用が非常に厳しいという中での措置でございます。ですから、既に年齢も関係なく広陵町はやっておるんだと、こういうご返事ですが、もう少し上手にアピールしていただいて、同じ10人雇うんでも、これは緊急雇用対策で雇いますねと、町から困っている人があったら相談に来てくださいと、人に優しいまちですよということをきちんとアピールしていただいた方が、地元としては進めやすいのではないかと。

私、12月ですけれども、政党のこと言って申しわけありませんが、王寺駅で朝一番電車から夜の最終電車までロングラン宣伝というのをやりまして、朝4時半から次の日の0時40分かな、これやったんですよ。そのときに朝出会った人、朝5時過ぎでした、出会った人が晩の12時過ぎにまた帰ってこられる、酒飲んでられるんとちゃいます。それで雇用が厳しくなるから会社に貢献しないと首切れそうやと、大変なんやと、こういう話です。ですから、正規職員の皆さんも次の仕事をハローワークに尋ねる、今雇われてるような人ですよ、そういうことになってるわけですから、ここらあたり十分に見ていただいて、やり方を少し改めていただく必要があるんじゃないかというふうに思いますけども、そういう募集の仕方をぜひしていただけないでしょうか。

### <山村副町長：2回目の答弁（第1項目）>

町長がお答えいたしましたように、町としても支援スタッフの募集で我々も面接にも当たらせていただいております。経歴をお聞きをして、そういった事情の方については、面接の結果、よければ優先的に雇用したいということで面接に当たっているわけでございます。ただ、緊急雇用対策で打ち出して、どなたでもいいというわけにはまいりません。やはり公務に従事をしていただきますので、面接をさせていただいて適性であるかどうかという判断もやはり必要でございます。八尾議員おっしゃるように、町としてはそのように努めているわけですが、宣伝が下手くそだというふうにとっていただいているんだなと思います。心は緊急雇用対策に努めているということをご理解いただきたいと思います。

### <八尾議員：3回目の質問（第1項目）>

その点で心配しておりますのは、サービス公社勤務の労働者に対して、就業規則や三六協定の対応はきちんとしているのかということをお尋ねをしましたけども、確認はしていただきましたでしょうか。そういうことがちゃんとできておりませんと、広陵町に就職しても無法状態、こういうことになると嫌だなと思っているわけです。

先日もある部長さんが、業務の連絡で晩の9時過ぎに我が家に電話があったもんですか

ら、今どこにおられますかと尋ねますと、まだ役場におられますねんと、こういう話なんです。一体何時まで働かせるつもりなのかと私思いましたけども、たまに役場職員の方の机の間に入り込みますと、書類がもう整理されなくて机の上にどどっと並んでいる課長さんのとこだとね、そういうのをやっぱり見るわけです。相当に無理をさせながら仕事をさせておるのではないかという疑いもあります。

それから、幼稚園の先生を3年雇いどめにする件も今日、町長がだめだということを前に言われましたが、同じ質問するのは変かもしれませんが、今日の雇用情勢を見て、やはりそういうことについても住民の懐ぐあいが温まれば本人の人生設計も助かるし、それから地域でご商売をしている人の売り上げも増えるし、それと町にとったら国保税や住民税を負担する力持てるわけですから、そういうところの考え方を変えていく必要があると思いますが、その点いかがでございましょうか。

### <山村副町長：3回目の答弁（第1項目）>

まず、サービス公社の職員の就業規定はきちっとした規定を設けてございまして、定款もございまして、給与規定、就労規定、業務規定、すべて整えてございまして。この前も申し上げましたように、町の職員と同様の基準をもって超過勤務手当についても支給をいたしておりますし、過大な超過勤務を命じていることもございませぬので、この点をご心配なくお考えいただきたいと思っております。

もちろん労働基準法の範囲内で仕事をしていただくということになりますが、違法な行為はやはりできませんので、それは十分チェックをさせていただいております。それ以外の町の職員もしっかり夜中まで働いているということをおっしゃっていただいておりますが、健康管理、勤務時間の管理等もしっかりするように常々町長からも申し上げておりますので、もう一度、確認はいたしたいと思っておりますが、このように精励いただいているというふうに理解をいただきたいと思っております。

### <八尾議員：2回目の質問（第2項目）>

2番目の質問でございます。上勝町での研修報告は、先ほど急でございましたが、青木議員にも提出をいたしました。皆さん、大変学ばれることが多くって、小さな町には小さいということを生かしたごみの分別の仕方があるなということも学んできたわけです。それで、向こうのごみのセンターの事務局長さんは、よく上勝は人数が少ないのでできるんですねと、そういうお尋ねをされるそうです。ところが実際にはそうではなく、町場の方が、例えば転勤だとかでいろいろ不要になった財産も増えるんじゃないですかということをおっしゃってました。ですから、上勝町は人数が少なくて相談がしやすいということと、それから高齢者が非常に知恵を働かせて頑張っておられるということと、それから自然が大きいですから、山の中ですから、ですから堆肥などについても自分のとこで処理ができるという特質を生かしてやってるわけです。

広陵町の場合は何が特徴かいうたら、人口が多い、それから小さな町だから移動が簡単、それからきちんと話をすれば理解してもらえる人も多い。先日、高田川の掃除に呼びかけがありまして、実は私初めて出してもらいましたけど、相当な人数でございまして、他の市町村と比較しても参加が多かったというふうに、確か町長さんはひとり言を言っておられたのを横で聞いておりました。これはなぜかという、事の次第を考えると、やっぱりいろんな2時間、3時間程度のことであっても、協力すればいい町になるなどと思う方がこれぐらいの人数おるという証拠じゃないかと私は思っています。

ですから、いろいろ書いていただいて、現地のクリーンセンターを見学することが大事だと、私そのとおりでと思います。これもやっていただくと。ところが近くの働き盛りの方なんかのお話聞いてたら、なかなかそういう機会にも恵まれないので、困ったときにやっぱり相談できるようにすると同時に、一度定期的にそういうお話が聞けたらいいのになど、こう思っているということです。

例えば、一つ質問しますけれども、マヨネーズのチューブの中に一部残っているごみありますね、これどういうふうに出したらいいのかわかりますかいうて尋ねたら、男性の人はほとんどわかりません。私も最初よくわかりませんでした。そういう難しいやつあるんで、やっぱり。ということがあるんで、そういうことも含めて現地の分別の作業に従事されている方からも、実は最近少しだけよくなったというお話聞いてます。だから、町も努力されたのかなというふうに思いますけれども、何しろ高いお金をかけてつくっている施設ですから、そういう点で、やっぱりもう一度前向きに検討すべき、吉村部長、確かこの議場で言うていただいたというふうに思いますので、吉村部長がやっぱり率先して起案をすると。副町長や町長やは、大事な部下の言うことだから、やっぱり大事にせなあかん、吉村君、ぜひそれでやってくれ、こういうことを言うべきだと思うんです。どうなんでしょう、やりますか。

## <吉村事業部長：2回目の答弁（第2項目）>

町長がお答え申しましたとおり、現地で今まで施設見学に来ていただいて、実際にシルバーの方々の作業していただいている現場を見ていただいた団体が、私、これ平成19年度だけの数字でございまして、自治会の数にいたしまして19自治会、あるいは大字ですね、が計画を立てていただいて実際においでをいただいております。

また、大字や自治会とは別ですけれども、婦人会あるいは有志で、人数的には10人足らずという団体も含めると9つの団体がおいでをいただいて自主的な見学、勉強の機会を求めてこられました。クリーンセンターの職員だけでなしに、できる限りそういう施設見学においでいただく際には、町長の日程があいておれば、町長は必ず参加をしてくれております。町長が都合つかない場合は副町長、いずれかが対応していただいと、それでもだめな場合は、私なり所長が対応させていただいておるという現状でございまして。

町長も答えましたように、やっぱり現場を見られてわかったと、今まで説明会にも参加

してたけども、現場を見るとようわかるというのはやっぱり圧倒的に多いんですね、声  
が。ですから、私どもとしましては、ごみ減量推進委員さんも町内で約90名近くおいで  
をいただいております。各地区におられます。その方たちと十分協議をしながら、もちろ  
ん大字区長、あるいは自治会会長さん、役員さんの力もかりながら、こういう機会をどん  
どんつくっていきたくて、そういう意味でお約束をしたいと思います。よろしくご理解い  
ただきたいと思います。

### <八尾議員：3回目の質問（第2項目）>

3回目の質問ですね。上勝町の取り組みを書いた「持続可能なまち小さく、美しい」と  
いう書籍がありましたので購入をいたしました。この中の一節をちょっと読み上げます。

上勝町にはRDF施設を持つ自治体の関係者も視察に来ます。三重県の事故以来、RDF  
の貯蔵サイロが爆発しないよう冷却装置を取りつけなければならなくなって、改修費が  
かかる上、遠い製紙工場やセメント工場までの輸送費も負担せざるを得ないため、毎年膨  
大な経費がかかるとどの自治体でも頭を抱えています。焼却炉やRDF施設を建設すれば、  
それを稼働させるために膨大なごみが必要になるため、ごみを減量しようという動機も生  
まれません。施設を維持するために輸送エネルギーを浪費、大気を汚染してでも広域から  
ごみを集めなければならなくなります。大地を豊かにする生ごみという大切な資源を他の  
ごみと一緒に燃やすことに税金を投入するのではなく、まず有効利用にこそお金をかけるべ  
きなのです、とこうあります。

RDF施設といえば、まさに広陵町のことでございます。現地で生ごみを堆肥化するや  
り方をお尋ねしましたら、専用の機械1機6万円です、そのうち5万円を町が負担して補  
助して家に備えつける、割に単純な機械だそうです。それで生ごみはぜひそこへ入れても  
ろて、クリーンセンターに持ち込む量を減らせばちょっとはいいいんじゃないかと。それか  
ら、今1億円も灯油代がかかりました。油代が上がった関係もありますけどね、だけどそ  
ういうRDFというのが、今言われたような指摘もあるわけですから、上勝町は広陵町の  
やり方と全く逆を行ってうまいこといつてる事例です。広陵町がうまくいつてるというふ  
うに書いてありますけど、ほんまかいなと、私はこんなコストが大変たくさんかかるので  
心配をしております。

堆肥化の機械を各家庭に、例えば補助するとか、これまでもやられたのかもしれませんが  
けどね、どんな取り組みだったのか、今後どういうふうな見込みなのか教えてください。

### <吉村事業部長：3回目の答弁（第2項目）>

上勝町の事例を参考にご紹介をいただきました。私、広陵町のRDF炭化方式というのは、  
先進のRDF施設のいろんな問題点をご指導いただきまして、問題点をできるだけなくし  
た施行をさせていただいているという自負をしております。例えて申しますと、広陵町も  
生ごみの減量化につきましては、相当以前から生ごみ処理機、あるいはコンポスター、E

M菌等の補助を相当高い補助率で実施をしていただいております。その成果はやはり出ておると。よその生ごみの比率と広陵町のごみ分析をした中での比率につきましても、それは一目瞭然でございます。台所ごみがやはり割合として低いです。そういう意味では、各家庭で生ごみ処理機化をしていただいている家庭が多いと。特に農村地区になりますと、そういう試みは当然していただいております。ですから、広陵町の実情に合った処理方式を今やらせていただいておりますので、今後も怠ることなく研究を続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

### <八尾議員：2回目の質問（第3項目）>

3番目の国保税のことですが、時間が足らなくなってきたので、一つだけお願いします。

国保運営協議会で2億円の滞納があった件について、町長は、これは回収すれば町の収入になるわけで財産だと、複式簿記の世界であれば未収入金ということで一気に2億円の収益が上がるわけですが、単式簿記ですから金が入らない限りは滞納ということで収入にならないわけです。

今回、減免の措置をどういうふうにするかということで、坂口部長にお尋ねをすると、現行の制度の中だと、こういうふうにありました。先ほど回答いただいた75名の143万というのは、今年1月までの期限の減免の金額だというふうに報告をされております。

実際に、この2億円をばらしまして、どなたが、いつの分であって、どういう経済状態であって、ここはまだ可能性あると、ここはもう無理やという見極めの作業とか、あるいはその実態を踏まえて、実際に運用の中でやれるのであれば、減免の枠を拡充するという処理も一方でもやらないと、払いたくても払えないという方が増えているわけですから、その見込みについて、例えば金額、人数において、従来であれば大体この程度の減免の金額、人数になるんだけれども、このあたりにまでできないだろうかと考えているんだとか、何かそんな見込みがあれば答弁をお願いします。

### <山村副町長：2回目の答弁（第3項目）>

国民健康保険税の2億円の滞納がすんなり徴収できれば、赤字の見込みの半分は解消できるということになるわけでございます。やはり一件一件分析を収納の担当の方、または住民課の国民健康保険の担当の方も協議をしておりますし、滞納世帯を両方で夜間家庭訪問をして実情調査に努めているということでございます。

件数も非常に膨大に上りますので、すべて把握するというわけにはまいりませんが、いろいろな角度から検討をさせていただいて、減免申請をすれば減額できる世帯については、減免申請をしていただくように指導もいたしますし、その家庭の生活状況に応じた措置を行っているわけでございます。中には、その収入だけで家賃と電気代、水道代払えば税金に回すお金もないというようなおうちも出てくるわけでございますので、それは一時的な生活状態にあったとしても、その時点で執行停止をかけさせていただき、そこで滞納額は、

いわゆる不納欠損処分として消してしまうという手続、判断も必要になってくるわけですので、毎年度、精査をして不納欠損処分の道も選んでいるということで、議会の方にも最終的にはご報告を申し上げたいと思います。

そういったところで、むやみやたらに減免措置を拡大するというのでなしに、見極めてまいりたいと思います。また、それらを踏まえて、一般会計からの繰り入れ、町長も答弁で申し上げましたが、どういった事情で繰り入れができるのかもじっくり研究をしてまいりたいと思います。

### **<八尾議員：3回目の質問（第3項目）>・・・答弁は求めている**

ありがとうございます。それで、国民健康保険税のことで、従来であれば一般会計からの繰り入れをお願いしたら、他の社会保険や共済組合のそちらに入っている方と、全部が国保に入ってるわけじゃないからできないんだというのが、私が議員になりたてのころの町長の答弁でございました。少しずつ変わってきまして、意見が異なりますとかいうことになってたんですが、今回は、この国民健康保険の制度は、国民皆保険制度を維持する基礎的な制度である国民健康保険制度の安定化のためには何らかの措置は必要と考えておりますと、何か含みのあることが書かれております。何なのかはわかりませんが、住民のやはり生活状況も他の市町村と比較すると足しげく職員の方、よく歩いておられるということも聞いております。

去年12月の13日の日に近隣のまちの町議会を傍聴しましたら、そのまちでは文書1枚郵送して本人が出てこないから悪いんだということを部長は開き直って言うておりましたけども、それと比較するとうちはしっかりやっとなという気持ちもあります。ですから、住民の側に困ったことがあったら役場へ相談行きたいなど、こういう気持ちになるような、そういう温かい指導をお願いをして4番目に移りたいと思います。

### **<八尾議員：2回目の質問（第4項目）>**

社会教育施設の利用者懇談会の件ですが、今、合間の時間に松井事務局長さんに、北体育館に掲示物を張ったという経過をちょっと申し上げました。写真を見てもらいました、デジカメで。これは去年、泥棒に遭いまして、長瀨議員が早速、中央体育館に交渉されて、もうすぐに素早い対応でやっていただいて、利用者が本当びっくりしたと。それに応えて、利用者の側も大事な施設だからみんな大事に使おうではないかという声が出てきたわけです。

ところが、利用者の中には、いや、またやっても同じやでと、また破られるつでと、というのは、中央体育館の方でも更衣室の鏡が盗まれるとか、いろんな事件がありました。だから町の担当職員が住民を信頼をして、住民の皆さんに理解と共感を得て仕事をするスタンスなのか、それともいつ何どき盗まれるかわからんと、いつ何どき破られるかわからんと、だから警戒をしないとイケないんだと、こういうような発想で仕事をしておら

れるのか。私ははっきり言うけれども、松井事務局長が懇談会に出てこなかったのは非常にショックだったし、あなたの姿勢が問われる話だ、松井事務局長、このことについてどう思っているのか、明確に答えてください。

### ＜松井教育委員会事務局長：2回目の答弁（第4項目）＞

確かにそのようにご依頼がありましたときに、懇談会にはご出席できないということを申し上げたんですが、体育館が町内にはミニ体育館、それから中央体育館ありますが、今年の数値ですが、20年の4月から1月までの利用者件数でございますが、延べでございますが8,334件、9万2,724人の9万人近くの利用者があるわけでございます。それで、従来から張り紙等で皆さんには周知しておりますけれども、今後、この答弁書に書きましたように、利用いただくときに利用のお願いということと、それから利用終わりましたからいろんな意見をまた聞かせていただいて、今後の参考にさせていただきたいというふうに考えておりますので、そういう懇談会をするというのも議員おっしゃるような一つの案かもわかりませんが、声なき声も大切にしたいと、声なき声、サイレントマジョリティーというやつです。そういうことも大切にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### ＜八尾議員：3回目の質問（第4項目）＞・・・答弁は求めている

声なき声なんて久々に聞きまして感心はしましたけど、ぜひお願いしたいと思います。私の、ちょっときつ目に言いましたけど、率直に申し上げて、むしろ利用者の側が声をかけるというのは大事だけれども、その裏方の段取りは教育委員会の事務局で、そういうことだったら連絡はこちらからすると、責任者の名前はあなたに教えられないから、連絡はこちらです。あとの事はちょっと頼むはというぐらいのことがなぜ言えなかったのかということが私は不満でございます。ぜひ改めていただくようお願いをして、5番目に移ります。

### ＜八尾議員：2回目の質問（第5項目）＞

地区計画制度の導入に一層の努力をという件ですが、2月1日に説明会があったときに、実は現にそこにお住まいである住民の方の地権者の意見と、それから、まだ更地で住んでおられない方の地権者の方の意見が少しやっばり違いました。住民の側からすれば、もとの土地利用計画に従った計画を出しているというふうに言ってるんですけど、住んでおられない方の中には、全員とは申しませんが、中には、例えば上田部奥鳥井線という北側の大きな道路に面しているところについては、一般住宅用地としての使い方じゃなくって、店舗もできるような規制のあり方、緩めてもらいたんだと、こういうことを言い出ししたりしているわけです。

ところが、真美ヶ丘の区画整理の委員会では、その上田部奥鳥井線、20メートル道路

に接している北側の部分も一般住宅用地として、自ら計画されているわけだから、それはおかしいのではないのですかということが言われておるわけです。

今後、そういうことで住民の皆さんの多数意見とは異なる意見を述べられる方が出てくるのは当然予想されます。どういうふうに対応されますか。

### **<吉村事業部長：2回目の答弁（第5項目）>**

現在、各関係者へのアンケートの集計中でございます。当日は約40名余りの方のご参加でございました。お住まいになっておられる方だけでも240世帯ぐらいお住まいでございます。アンケートは、すべての住民の世帯、そして土地所有者にも多く利用しております。できるだけ回収率を高める努力をしながら、それらの意見を公開をする仕方についてもご議論をいただいておりますので、自治会と十分協議をして、やはり北5丁目にふさわしい、また、そして真美ヶ丘全体の中においてもふさわしいという地区計画に持っていきたいと考えております。以上でございます。

### **<八尾議員：3回目の質問（第5項目）>**

歴史を少しひもときますと、現在、竹取の丘と体育館がある、あそこは13街区というふうに言うんですが、その使い方と、それから南側の3街区ですね、ここは商業施設が建つ予定だということで地域割りがされてたんですけども、いろいろな検討がなされて、3街区は住宅地になりました。それから馬見北7丁目は集合住宅用地というふうになってたのを、公団の側が販売しやすいように一戸建てにしたいんだというお話があって、これも近隣の自治会長さん、役員さん、集まってほしいということで、十分に説明をされて了解したと、こういうことがやっぱり歴史のうえであるわけです。ですから、土地をあたかも販売の収益を上げるための商品のごとく扱う人がおられて、私はちょっと腹の立ったときもありましたですけどね、そういう方も出てこられますから、だからあくまでそこに住んでいる地権者の意見を大切にしてほしいということで思っているわけです。

最後ですから、町長、その点についてのお考えについてお聞かせいただけないでしょうか。

### **<平岡町長：3回目の答弁（第5項目）>**

地区計画は、基本的にはそこにお住まいなさっている人、また土地をお持ちのいろんな地権者が意見を合わせて、心を一つにして、いいまちづくりをするというのが基本でございますので、皆さんの意見をしっかり聞かせていただいて、役所はこれを支援する、応援する、そういう姿勢をとっています。